

<p>A. 石川県と他の都道府県間の移動に関する基本方針（教職員、学部生、大学院生、キャリア研修生等共通）</p> <p>※感染対策を徹底し、新しい生活様式（欄外の別添*1参照）を遵守することを前提とする。</p> <p>※通勤、通学のために北陸3県間を移動することは教職員や学生にとって日々必要な行動であるため、この基本方針は適用しない。欄外の*2参照のこと。</p>	
<p>X地：不要不急の移動の自粛を求める地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの『緊急事態宣言』が発出されている都道府県、またこれに準じる独自の宣言等が発出している都道府県 ・ 国からの『まん延防止等重点措置』下にある市町村を有する都道府県 ・ その他大学が指定する地域
<p>I. X地に出かけて戻った場合の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出かけた理由の如何を問わず石川県に戻ってから2週間の在宅勤務／自宅学習を守る
<p>II. X地以外に出かけて本県に戻った場合の対応</p>	<p>1) X地を経由した場合</p> <p>①不特定多数の人が利用する乗り物を利用した場合：2週間の在宅勤務／自宅学習を課す。加えて下記3)にも留意すること。</p> <p>②不特定多数の人が利用する乗り物を利用しなかった場合：2週間の在宅勤務／自宅学習は課さない。</p> <p>ただし、下記3)に十分に留意すること</p>
	<p>2) X地を経由しない場合は2週間の在宅勤務／自宅学習は課さない。ただし、下記3)に十分に留意すること。</p> <p>3) X地の経由の有無にかかわらず留意すべき事項</p> <p>①戻った時点で看護学実習開始の間近な（学生と接する）場合は、実習受け入れ施設が実習生に求める方針に抵触しないよう行動すること。</p> <p>例 実習受け入れ病院が実習前2週間の自粛行動を学生に求めている場合 ⇒当該教員が戻ってから実習予定学生と接する場合、自粛該当期間は直接的な対面以外の方法で接する。</p> <p>②移動期間中に新しい生活様式（欄外の別添*1参照）を逸脱した行動をしないこと。</p> <p>③移動期間中にも健康チェックを行い、異常が認められた場合は、出勤・通学の前に相談・受診・検査等の対応をとること。</p>

*1 [新しい生活様式はこちら](#)

*2 3県のいずれか、あるいはすべてがX地に該当した場合は、国や自治体、法人の発出する方針に従って通勤、通学の条件を検討する。

<p>B. 来訪者の対応に関する基本方針</p>	
<p>X地からの来訪者、X地を経由した来訪者</p>	<p>学内立ち入りを原則認めない</p> <p>例外（事前／当日感染対策の上、認める場合がある）</p> <p>①入学試験の受験者</p> <p>②教員募集における面接者</p> <p>③入学者（キャリア研修生を含む）は、2週間の健康観察歴、行動歴を持参の上</p> <p>④本学にとって重要な意味を持つと学長、事務局長が判断する来訪者</p>
<p>X地以外からの来訪者</p>	<p>学内立ち入りは管理棟入り口で受け付け、目的別に以下のとおりとする。</p> <p>ただし、本県が、ステージⅢ以上になった場合は学外者の学内立ち入りは原則禁止とする。</p> <p>①研究活動及びそれに類する目的の来訪者は、該当教員が管理棟入り口で迎え、その後の行動にも付き添う</p> <p>②講演会、研修会等の参加者は、企画者の責任で感染管理体制や名簿作成を整備し、該当する場所のみの入構を許可</p> <p>③大学行事や大学運営にかかわる来訪者、校舎修理などは、総務課または教務学生課の責任で入構を許可</p> <p>④その他の来訪者の立ち入りは管理棟入り口まで</p>